



安堵町地域防災計画 【概要版】



令和6年3月



安堵町



1.安堵町地域防災計画とは

安堵町地域防災計画とは、災害から安堵町の地域、住民の生命、身体及び財産を守り、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、町や、関係機関、町民が果たすべき責務と役割を定めた計画です。

この計画は、災害基本法に基づき、安堵町長を会長とする「安堵町防災会議」によって作成されるものです。

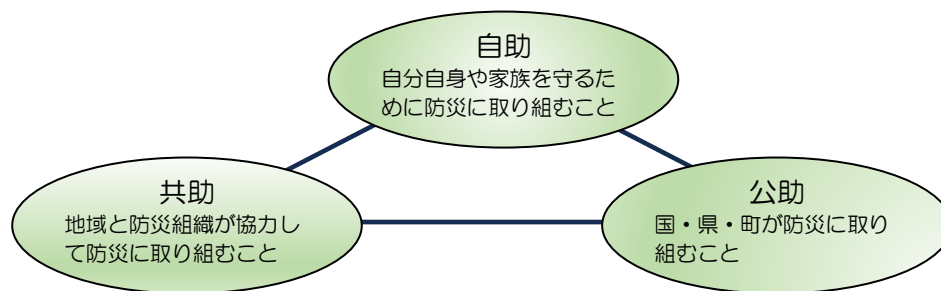


■安堵町地域防災計画の概要版

この概要版は、安堵町地域防災計画のうち、町民の皆様にとって頂きたい内容をわかりやすくまとめたものです。

■防災対策の基本方針

- ・「公助」として、防災関係機関がそれぞれに果たすべき役割を的確に実施していきます。
- ・住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織等が連携して行う防災活動である「共助」も重要です。
- ・「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」・「公助」を適切に組み合わせ、取り組みを推進します。



■防災対策の基本目標

1.災害に強いまちの基盤づくり	①災害を発生させない機能 ②災害を拡大させない機能 ③安全地帯を維持確保する機能
2.災害に強い地域づくり	①災害から自分自身を守ることができる ②災害時に家族や隣人等の安全に配慮する ③災害時に率先して防災活動に協力・従事する ④防災担当従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行う
3.災害に強い組織・体制づくり	①計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備 ②適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施

2.想定される被害

■風水害

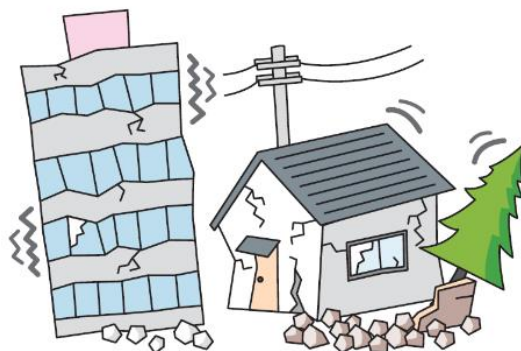
本町はほぼ平坦な地形で、町の南西部境界付近で大和川、富雄川など複数の河川が合流し、豪雨時には大和川からの逆流を防ぐため、岡崎川の水門を閉じることで内水氾濫が生じる可能性があるなど、浸水の危険性のある区域が広がっています。

また災害時には河川にかかる橋の落下や河川のはん濫によって、地域が分断される恐れがあります。



■地震災害

本町周辺には多くの活断層が存在しており、特に生駒断層や大和川断層が活動した場合の甚大な被害の発生が予測されています。また南部地域での脆弱な地盤条件が指摘されています。



3.災害に対する日頃からの備え

■飲料水、食糧、生活必需品の備蓄

大規模災害が発生した場合、「公助」による防災対策には限界があります。「自らの安全は自らが守る」という認識のもと、個人備蓄として1週間程度の飲料水、食糧、生活必需品の備蓄を行いましょう。



■身の回りの危険個所の確認

本町の災害特性を踏まえ、浸水や内水被害の発生しやすい箇所等をあらかじめ確認しておきましょう。



■防災訓練への参加

地域で行われる防災訓練に積極的に参加しましょう。日頃から地域の実情を知っている者同士が協力し合うことで、「共助」の効果が高まります。



■自主防災組織・自衛防災組織の編成や参加

災害の初期段階では、特に「共助」による主体的な活動が重要です。地域単位で防災活動を行う自主防災組織や、事業所等による自衛防災組織を編成するとともに、積極的に参加しましょう。

■地区防災計画を知っていますか？

町ではこのような、地域が主体となって、防災訓練や必要な資材の備蓄、災害が発生した場合の住民間の相互の支援のあり方などを定めた、地区防災計画の策定を支援しています。



このような地区防災計画にみんなで取り組んでみませんか？

■避難行動要支援者のための個別避難計画の整備

町では、災害時に、特別な援護が必要となる「避難行動要支援者」の方について、地域と行政が一体となって支援します。

① 避難行動要支援者名簿の作成

「避難行動要支援者」の方の安否を確認し、また災害から迅速な保護を目的として、避難行動要支援者名簿」を作成します。

※ご登録いただいた情報は、本人の同意を得たうえで、災害時の支援以外には一切使用しないこと等を明記した「避難行動要支援者の支援に関する協定」を取り決めます。

② 個別避難計画の作成

名簿の作成とともに、本人の同意を得たうえで、防災や福祉担当部局と連携し、避難方法、避難の際の支援者となる方、避難所等の個別避難計画を作成します。また同意をいただいていない方でも、平常時から避難支援関係者との連携を図るなど、必要な配慮に努めます。

4.災害が発生したら

■防災情報を入手しましょう

災害が発生した場合、または発生するおそれのあるときは、防災気象情報、被災状況など災害に関する様々な情報をあらゆる広報手段を使ってお伝えします。

○交通・通信手段が利用できる場合

- ① 町内全域放送装置
- ② 安心メール
- ③ 広報車、消防車等の利用
- ④ パソコン通信
- ⑤ 広報紙、チラシ等の配布
- ⑥ 新聞、ラジオ、テレビ等

○交通・通信手段が利用できない場合

- ① オートバイ、自転車、徒歩等
- ② 自主防災組織、自治会等に連絡、チラシ配布、回覧等
- ③ 町内アマチュア無線局への協力依頼
- ④ サイレン

■防災応急活動体制

町は、災害が発生した場合、または発生するおそれのあるときは、人命の救助、搬出および避難所の開設など、全庁をあげて応急体制を確立します。

また、災害対策本部を設置した場合は、災害時の相互応援協定に基づき、県や県内自治体、民間団体に応援要請を行い、人員や資機材を確保し応急活動態勢を整えます。

■災害時の避難行動

水害などが起こるおそれがある場合に、避難情報を、それぞれの警戒レベルでとるべき避難行動を示します。

それぞれのレベルでどのような動きをすればよいかを理解し、すみやかに避難しましょう。

また身の危険を感じたら、避難情報の発令がなくとも、自主的に避難しましょう。

警戒レベルと避難行動

警戒レベル	命の危険 直ちに安全確保を！
警戒レベル4 までには必ず避難！	
警戒レベル 4	危険な場所から 全員避難を
警戒レベル 3	危険な場所から 高齢者は避難

※警戒レベル3 以上については町が発令します。

■避難の際に気を付けること

- 避難に際しては、火の始末やガス、危険物等の始末を行いましょう。
- 3食程度の食糧、水、日用品、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行し、過重な携帯品は持たないようにしましょう。
- 避難者は、必ず帽子、頭巾等を着用し、必要に応じて防寒雨具を携行しましょう。
- 可能な限り、氏名票（住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を携行しましょう。
- 平素用意しておける物品は、非常用袋に入れて準備しておきましょう。



■避難所に避難したら

避難所が適正に運営できるように、避難所派遣職員とともに、避難者による自主的な運営を行います。

その際には、特に次のような点に配慮を行います。

- 避難者による自主的な運営を行います
- 避難所の運営に女性の参画を行います。
- 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対して配慮します。
- 要配慮者等配慮を必要とする方のニーズの把握に努めます。
- 役割分担は性別のみに依らないよう配慮します。
- 新型インフルエンザ等の感染症対策に配慮します。

また、特に配慮を要する要配慮者の方には、安全な環境で支援が受けられる二次避難への誘導に努めます。

■避難所に避難できない方への対応

様々な理由で、避難所に避難できない方に対しても支援を行います。

- 在宅被災者の方：在宅の被災者の方にも、避難所同様の食糧や生活必需品の配布の他、必要な情報提供を行います。
- 車中泊避難者の方：健康管理対策や食事配給時間などの情報提供、屋内避難所への入所の誘導

※災害発生時の避難所については町のハザードマップでご確認ください。 



5.災害からの復旧・復興

大規模な災害が発生した場合、被災した町民のみなさんが少しでも早く自力で生活できるように、町は県や関係機関と連携し、各種の支援措置を行います。

また町では、生活相談窓口を設け、被災した方の生活相談を行います。



り ■罹災証明書の交付

罹災証明書とは、被災された方が生活再建に向けて、様々な災害に対する支援策を適用する際の判断材料となるものです。

被害にあわれた家屋の状況を調査し、被害台帳を作成した上で、罹災証明書の交付を行います。

罹災証明書の交付に当たっては、専用の相談窓口を庁内に設置するとともに、町広報紙によりPRを行います。

■義援金の受付・交付

大規模災害時には、各方面から義援金や義援品が寄せられます。町では、県や関係機関と連携し、統一的な基準により、義援金の受付・交付を行います。

■生活・福祉の支援制度

生活や福祉に関する支援策には、次のようなものがあります。町、県や国が相談の窓口となります。

- 災害弔慰金および災害援護資金
- 生活福祉資金
- 母子・父子・寡婦福祉資金
- 被災者生活再建支援制度

■産業への支援策

町内の中小企業や農業者の方に対して、必要に応じて県や国と連携し、様々な支援策を行います。

■災害復旧・復興計画の策定

大規模な災害が発生し、地域に甚大な被害が生じた場合は、県と協力し、また復旧・復興の主体となる住民の方と合意形成を図りながら、復旧・復興計画を策定します。

また円滑に復旧・復興対策が実施できるよう、復興対策本部を設立するなど、実施体制の確立に努めます。

災害用伝言サービス

災害時は、電話での通話が非常に困難になるので、災害用伝言サービスを使って、家族や知人などの安否確認をするようにしましょう。

災害用伝言ダイヤル はじめに「171」をダイヤルし、ガイダンスにしたがって録音や再生をすることができます。



災害用伝言板

被災した方が、伝言を文字によって登録し、携帯電話等の電話番号を入力し、安否情報を登録・確認できます。

※登録する際は、各社の携帯電話から災害用伝言版にアクセスし、現在の状態を選択、コメントを入力したうえで登録します。確認する場合は、安否を確認したい方の携帯番号を検索し、伝言を確認します。

災害用伝言板 Web171

パソコン、携帯電話等から携帯電話番号を入力し安否情報を登録・確認できます。

※災害用伝言板 Web171 にアクセスし、電話番号を入力し、伝言の登録または確認ができます。

災害用音声お届けサービス

携帯電話から音声メッセージを送信することができます。

※対応する携帯電話のアプリケーションをインストールします。送信する場合は、電話番号の入力及び録音して音声を送信します。受信する場合、音声ファイルをダウンロードし再生します。

安堵町地域防災計画（概要版） 令和6年4月作成

安堵町 安全安心課 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵 958
☎0743-57-1511（代表）